

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ
SAPPORO

2009.4.1発行

発 行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第57号

ケアプランの原点に思いを馳せて

医療法人渓仁会 西円山病院在宅ケアセンター 福士 郁子

新年度を迎えるました。この春、介護支援専門員(以下ケアマネと称します)の職に初めて就く人、あるいは新しい職場に異動になった人もいるでしょう。新年度にあたり、ケアプランの原点に立ち返り、ケアマネの役割について再考してみたいと思います。

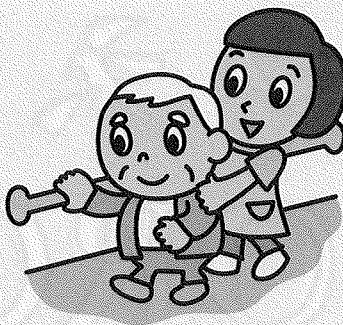
医療・介護・福祉の専門職は、医師、看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、相談員(社会福祉士)等ありますが、利用者、家族に対するケアマネの関わり方は、他の職種とは、少し異なっているように思われます。もちろん、どの職種も利用者の生活を支えるためには、なくてはならない職種であり、また、より専門的な知識、技術の裏づけがあってこそ、利用者、家族の信頼も得られることでしょう。「チーム」で関わる重要性は言うまでもありませんが、それぞれの専門職がその役割を發揮するためには、核になるコーディネーターが必要です。利用者の生活全般をトータルに捉え、アセスメントしたうえでのサービス調整がケアマネに求められます。

では、利用者の生活を理解するにはケアマネはどんなスタンスに立てばいいのでしょうか。ケアマネに限らず、人と関わる専門職は、まず、その人の存在を肯定するところを出発点とすべきだと思います。そして、サポートする気持ちを持ちつつ、客観的な判断をするためには、適度な距離をおき、寄り添う姿勢が大事です。利用者の思い、状況の変化に気を配りながら、継続的に支援していく、いわばマラソンランナーの伴走者のような役割かもしれません。

ところで、ICF(国際生活機能分類)の考え方には、ケアマネジメントを行ううえで、かなり浸透してきてはいますが、今一度その内容をおさらいしてみましょう。利用者の生活をアセスメントするには、環境や個人の因子を背景にした生命、生活、人生レベルがどのような状況にあるかを分析する必要があります。A.H.マズローのニーズの階層論を持ち出すまでもなく、生命、生活レベルの下位のニーズが充足され、初めて人生レベルの自己実現のニーズが満たされるのではないかでしょうか。その過程を経てこそ、介護保険法の目的たる「自立支援」に資するケアプランが策定できるものと考えます。人生いろいろ、ケアプランもオリジナリティーあふれるものになって当然です。



また、介護保険制度は、3年ごとに見直しされていますが、制度改正ごとに、ケアマネに対する要求度が増してきているように思われます。平成21年度の改正は、より専門的で質の高いサービス提供に対しては、加算がつけられ、今まで要介護度に包括されていたさまざまなサービスが評価されたことは喜ばしい限りですが、それは同時に調整業務の増加も意味します。ケアマネ自身の「心と体」が健康でないと、よりよい仕事はできません。「ケアマネSAPPORO第55号」の渡部先生の「ストレスの話」にもあるように、ケアマネが自分自身のストレスマネジメントをきちんと行い、利用者、家族、各連携機関と向き合うことが重要になってきます。介護保険サー



ビスだけで利用者の生活が支えられないのは自明の理で、認知症をはじめとする疾病の知識、各種制度、インフォーマルサービスの広範な理解、ネットワーク作りなど、ケアマネの仕事は、単に介護保険サービスを組み立てるだけにとどまりません。自己を知り、相手を知り、元気なケアマネでいることが、利用者の生活の質

の向上につながるといつても過言ではないでしょう。

最後に、私事ですが、この原稿を書く少し前、母が倒れ、救急搬送されました。母は、介護保険サービスは利用していましたが、家族の立場になってみて、さまざまな介護の局面で、親身になってくれ、頼りになるケアマネがいたら、どんなに心強いか実感しました。

社団法人北海道社会福祉士会 第36回社会福祉士セミナーのご案内

テーマ ニーズ中心の福祉社会へ！ ～「当事者主権」の次世代福祉戦略を語る～

講師

上野 千鶴子 氏(東京大学大学院人文社会系研究科教授)

中西 正司 氏(全国自立センター協議会代表)

上野千鶴子さんと中西正司さんが世に問うた「当事者主権」(2003年:岩波新書)は、その後の日本の福祉をめぐる抑制と混乱、そして再生を目指す経過の中で、今、新たに噛み締めるべきものと思います。

そのお二人が、このテーマに関わる研究会を立ち上げ、その成果を「ニーズ中心の福祉社会へ」(2008年:医学書院)にまとめました。「「当事者のニーズを満たすことのできる福祉社会は可能か？」を、たんに希望的観測を述べるのではなく、どのような理念にもとづいて、なにを、どうして、どこに配慮しながら、どうすれば、実現できるか、の道筋を示そうとした」(前掲書「はじめに」より)労作です。その内容をもとに、お二人の講演によるセミナーを開催いたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

◎と き:5月24日(日)13:00~15:15
(時間は変更となる場合があります)

◎と こ ろ:北翔大学北方学園学術情報センター
ボルト(中央区南1西22)ホール(車椅子利用可)

◎定 員:350名(先着順。定員になり次第締切)

◎お申込み:(社)北海道社会福祉士会事務局のホームページ(<http://www.hokkaido-csw.org/index.html>)から申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ5月8日(土)までにお申し込みください。

◎お問合せ:(社)北海道社会福祉士会事務局
北区北10条西4丁目 SCビル2F
TEL 717-6886 FAX 717-6887

札幌市からの情報提供

札幌市のおむつサービス事業について

平成21年4月1日から、おむつサービス事業の「対象者」と「条件」が変更になります。なお、現在おむつサービスを利用している方は、変更(入院・施設入所、市外への引越し等)がない限り、そのまま継続支給されます。

1 高齢者等おむつ

(1) 対象者

40歳以上の要介護者に拡大する。

(2) 条件

排尿又は排便に介助を必要とし、おむつの使用が必要と認められる方で、次のいずれかに該当する方
 ア 要介護4~5の者で、認定調査票の「排尿」又は「排便」のいずれかの項目が「全介助」となっている方
 イ 要介護3で、次の条件のいずれにも該当する方
 (ア)認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」

の項目がⅢ以上の方

(イ)認定調査票の「排尿」又は「排便」のいずれかの項目が「全介助」となっている方

2 障がいおむつ

(1) 対象者

新たに精神障がい者も対象とする。

(2) 条件

精神障害者保健福祉手帳1級かつ在宅の障がい者であり、常時紙おむつを利用している方

3 その他

おむつを他人に譲渡、転売した場合などの不正な受給があった場合は費用の返還を求めます。

※月1回、上限額(6,500円)と利用料について(かかる費用の1割(生活保護受給者は無料))の変更はありません。相談・申請はお住まいの区保健福祉課へ。

軽度者の福祉用具貸与の例外給付 「市町村確認依頼書」の添付資料について

上記例外給付については、厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果にあてはまらない利用者は、
③住区の窓口に「市町村確認依頼書」を提出し、貸与の可否について、確認する必要があります。

～「市町村確認依頼書」を提出する際の添付資料として～

《居宅サービス計画》

- 1表~3表
- サービス担当者会議録⇒4・5表
- 担当医からの聴取内容を記載した支援経過記録⇒6表

《介護予防サービス計画》

- 介護予防サービス・支援計画書
- サービス担当者会議録及び担当医からの聴取内容を記載した支援経過記録

がん末期などの事例等に対応するため、認定申請と同時に「市町村確認依頼書」が提出される場合を考慮し、添付が必要なサービス計画書関係につきましては、**暫定のサービス計画書で申請可能とし、正式な計画ができた時点で差し替えすること**といたします。

委員会・事務局からのお知らせ

①会員アンケート及び 登録情報確認書について

ケアマネSAPPORO第56号発行の際に、同封させていただいた会員アンケート及び登録情報確認書につきましては、たくさんのご回答をいただきましてありがとうございます。

この会員アンケートの回答は、今後、法人化取得に向けての貴重なご意見と受けとり、参考とさせていただきます。現在、法人化検討委員会のメンバーで集計中ですので、結果については、まとまりしだいケアマネSAPPOROにて会員の皆さまにお知らせいたします。

また登録情報確認書については、驚くべきことに半数以上に「登録上の勤務先と現在の勤務先の不一致」がみられました。本会では、今後この情報をもとに会員勤務先名簿を作成し、次回の総会で個人情報保護規則を制定のうえ、区支部長が責任をもって管理・保管し、区支部における活動に役立てていきたいと考えております。

②登録情報確認書の内容変更届の 提出のお願いについて

登録情報確認書のご提出後、勤務先やご自宅住所等に変更が生じた場合は、同封の変更届にご記入のうえ、事務局まで郵送またはFAXをご提出ください。なお、本会のホームページに会則、会員規則についても掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

③21年度年会費納入の ご依頼について

平成21年度の年会費については、お一人年額4,000円と今年度と変更ありませんので、総会前ではございますが、

今回、請求書を同封させていただきました。

期日までに納入くださいますようお願いいたします。

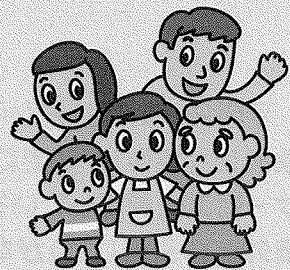
みなさんの、会費が早めに入らないと広報誌や事業の執行にも支障をきたしますし、例年、再三の督促にも関わらず、200名以上が会費未納による退会となっておりますので、ご注意ください。

また、**お振り込みの際は、氏名の前に会員番号をご記入ください**ますよう、お願いいたします。【例：123札幌 太郎】

また、例年、振込人が確認できず処理が困難となるケースがありますので、連絡先は省略せずに必ずご記入くださいますようお願いいたします。

④21年度総会について

平成21年度の総会は5月15日(金)18:30～市社会福祉総合センターで行います。法人化に向けての議題や、役員の一部変更、規則の制定など議案が多いため、その後の研修会は行わない予定です。議案書については、各区支部総会が終了した後、4月末頃までに会員の皆さまへ郵送いたします。多くの方の参加をお待ちしております。



「1日福祉セミナー(第3回)」

福祉を取り巻く様々な課題の実態とそれに対する取り組みを学び、これからの方の社会福祉のあり方を考えるきっかけとすることを目的に開催します。

日 時 6/4(木) 13:30～15:30

テーマ「メンタルヘルスのススメ」

講 師 札幌市立大学看護学部 准教授 守村 洋 氏

◆場所／札幌市中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ

2階 札幌市ボランティア研修センター 第1研修室

◆定員／40名(先着順。定員になり次第締め切りいたします。)

◆受講料／無料

◆申込方法／5月28日(木)までに、下記あてに電話またはFAXでお申ください。(FAXでの申し込みの方は、氏名(ふりがな)、性別、年代、住所、電話・FAX、職業を明記のうえ、送信してください。)

◆問い合わせ／札幌市ボランティア研修センター

電話 223-6005 FAX 261-8881

札幌市若年性認知症支援事業の報告

札幌市介護支援専門員連絡協議会 南区支部

支部長 由井 康博

札幌市介護支援専門員連絡協議会の代表として札幌市若年性認知症支援事業推進委員会へ参加させていただきましたので、この1年間の報告をさせていただきます。

札幌市若年性認知症支援事業がスタートして2年目が終わります。平成20年度は19年度から行っていた「若年性認知症の人と家族に対する実態調査」のまとめ及び関係機関への配布、介護従事者向けの研修会、そして2回の相談会を実施しております。

1回相談会は、札幌市の中心部ではなく市民の身近なところで相談を受ける体制作りを目指し、各区での開催を考え、1回目は昨年10月18日(土)に豊平区月寒公民館で、2回目は平成21年2月18日(水)に西区民センターで実施しました。19年度

同様に医師、社会保険労務士、精神保健福祉士、区保健師、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、北海道若年認知症の人と家族の会のメンバーが相談対応にあたりました。1回目の来談者は10名。妻、夫、母が来所した方とご本人とご家族で来所した方もいらっしゃいました。主な相談内容は、経済的相談(生活困窮、障害年金相談)、医療機関受診について、治療およびケア体制、本人の暮らし方、服薬、老いへの不安などでした。2回目の来談者は11名。ご本人自身が認知症ではないかと相談に見えた方が3名でした。年齢別に見ると30歳代後半1、40歳代前半2、50歳代前半3・後半3、60歳代前半1・後半1。住所別に見ると中央区3、東区1、白石区1、清田区1、西区2、手稲区2、市外1という状況でした。相談理由は、自身が認知症ではないかという相談の他、サービス利用や経済的悩み、医療の対応、自分の入所施設探しなどでした。いずれも来談者の人数は10名ですが、多職種が連携し複雑多岐に渡る相談に対応する機会は

今現在、そう多くはないので今後も続けていく必要性を感じているところです。

「若年性認知症の人と家族に対する実態調査報告集」は昨年11月に関係機関に送付されましたので、本会員の皆さんもご覧になった方が多いと思います。政令指定都市でもこのような調査は先駆的であり、現在、いくつかの自治体、関係機関から実態調査の概要を教えてほしい、報告集を数部送ってほしいとの問合せが入っております。

また、介護従事者向けの研修会「実践から学ぶ若年認知症ケア研修会」を1月28日(水)に開催しました。「家族の思いとケアスタッフへの期待」(家族の会 木村会長)、「デイサービスにおける若年認知症ケアの実践」(デイサービスどんぐりの家代表岡田さん)、「若年認知症の人を対象におりづる工務店の実践」(町田市おりづる苑せりがや管理者前田さん)の講演でした。参加者は224人(病院・診療所、居宅介護支援事業所、通所介護・通所リハビリ事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、介護予防センター、グループホーム、老人保健施設、老人福祉施設、行政保健福祉関係職員など)。STVテレビ、北海道新聞、介護新聞の取材もありました。参加者へ若年認知症のケアについての悩み、研修で役にたったことなどのアンケートをお願いしましたが非常に多くの感想をいただきました。これらの内容は、次年度の事業等に生かしていくべきだと思います。

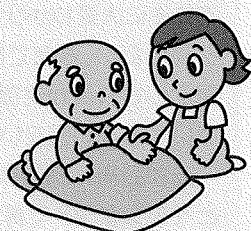
この他、内容がより充実した「若年認知症の人と家族のためのサービス利用の手引き」が間もなく発行されますので、関係機関、ケアマネジャーの皆さんには有効に活用していただきたいと思います。

先日の推進委員会で新年度の方向性について検討しました。事業の基本的な考えは変わりませんが、色々なアイディアを出し継続した内容で進めていくこととなりました。ケアマネジャーの皆さんにも何らかのお願いをすることがあるかと思いますので、その際は是非ともご協力ををお願いしたいと思います。

たしました。

参加者は57名にのぼり、内容的には私たちがもう少し医療機関の状況を理解することが重要と考え、「医療機関種別」を理解するため、手稲区内三つの医療機関MSW(手稲済仁会病院地域連携福祉センター溝口MSW、札幌秀友会病院医療相談室高橋MSW、手稲ロイヤル病院相談室佐藤MSW)にご協力をいただき、各種病床「急性期・回復期・療養等」について分かりやすく説明いただき、約94%の参加者が研修内容を理解されたとアンケートでお答えいただきました。

医療機関の状況は刻一刻と変化しており、私たち介護支援専門員は介護保険だけではなく、医療保険の変化にも敏感になり、各医療機関のMSWと常に情報交換を心がけることが重要なことを再認識いたしました。



「医療機関種別の理解」研修会報告

札幌市介護支援専門員連絡協議会 手稲区支部

支部長 藤田 修一

平成21年2月16日(月)に札幌市手稲区地域包括支援センターと共に「医療機関種別の理解」研修会を開催いたしました。

平成21年度介護保険報酬改定により、入院・退院時の情報交換について加算がつくことになり、私たち介護支援専門員が今まで以上に医療機関との連携をスムースに行うことの必要性が高まることがあります。しかし、会員の声を聞くと医療機関との連携が必ずしもスムースにいっていないことが予測され、また札幌市手稲区地域包括支援センターの調査で、介護・福祉職を基礎資格とする介護支援専門員が6~7割と高い割合になっていることがわかりました。そこで手稲区支部において札幌市手稲区地域包括支援センターと共に研修会を企画・開催い

「ケアマネに期待すること」

藤女子大学 橋本 伸也

平成21年度は介護保険制度がスタートしてから10年目にある。振り返れば“措置から選択へ”という大転換は、ケアマネジャーの介在によって利用者の混乱を免れたといつても過言ではない。サービス利用の“応益負担”への移行もサービス提供者と利用者をつなぐケアマネジャーの働きによって国の構想の通りに進み、そして、必要に応じて必要なサービスを利用者の納得のもとに利用できる時代が始まった。

私は厚生省が実施した平成9年度介護支援専門員養成指導者研修を受講したが、その研修の中で抵抗を感じたのは「ケアマネジメントは誰が立案しても同じケアプランになるはず」という講師の発言であった。ケアマネジメントを全国共通の普遍的手法に位置づけようというとき、「立案者が違えばケアプランは違っても構わない」などと言える筈がないことは理解できる。しかし、ケアマネジャーの受験資格に5年以上の実務経験を求めているにもかかわらず「どの職種が立案しても同じプランになるべきである」という話には合点がいかなかった。そして、ケアマネジャーの出身資格や専門職の経験がケアプランに影響しないはずがないと確信していた。

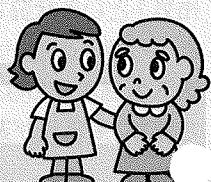
実のところ、この確信は今も変わっていない。その影響が高じて問題や課題の着目の仕方が偏ってしまうのは困るが、出身資格や実務経験が課題分析やプランに深みや幅をもたらすのは利点であり、むしろ積極的に活かすべきであると思う。ただ、今から思えば、かつての研修講師が伝えようとしたことは「自身の専門性や職務経験よりも、対象者に対するケアマネジャー

としての職責」が優先することを認識してほしい、専門性や職務経験の活かしかたには慎重であってほしいということだったのだろう。この点はケアマネジャーの養成体制に由来する問題なのかも知れない。

厚生労働省はすでに「2015年の高齢者介護」から次代の2025年、つまり団塊の世代が後期高齢者に達したときの介護のあり方について社会保障国民会議で議論を進めている。そのテーマの一つは「地域包括ケア」の構築であり、住み慣れた地域の生活を支える包括的なケアシステムへの志向を強めようとしている。今回の介護報酬改定のあと、3年後には診療報酬と介護報酬の同時改訂が予定されており、“地域包括ケア”でケアマネジャーに求めたい役割については、例によってこれから様々な施策関係者の議論や提起を介して伝わってくるのであろう。

こうした制度改訂の動向や趨勢に留意しなければならないとしても、ケアマネジャーの本務は介護保険利用者の利益のためにケアプランを提案することであり、出身資格や実務経験がもたらすケアマネジメントへの影響の一長一短を覚知して多様な観点の習得努力が求められる。そして、何よりも大切なことは、ケアマネジメントの各場面への取り組みについて真摯に課題や問題を捉え直したり、客観化して絶えず見直す姿勢をもつことであろう。

地域の各種サービス提供事業所の状況を確認したり、評価する眼を培うこと、あるいはケアマネジャーとしての技能の向上や、多様な観点の習得・研鑽は、すべて自らの努力に委ねられているのがケアマネジャーである。普段の業務の中に研修体制が組み込まれていないという現実に対して、普段の業務を客観化する視点をもち、ケアマネ連携の活動への積極的な関与や参加を期待したい。



豊平区支部定例会報告

札幌市介護支援専門員連絡協議会 豊平区支部 支部長 南川 喜博

平成21年2月10日(火)に豊平区民センターにて札幌こころのセンター 相談担当指導課長 橋本省吾先生を講師にお招きし、今年度2回目の「精神疾患について」をテーマに第5回支部定例会を開催いたしました。

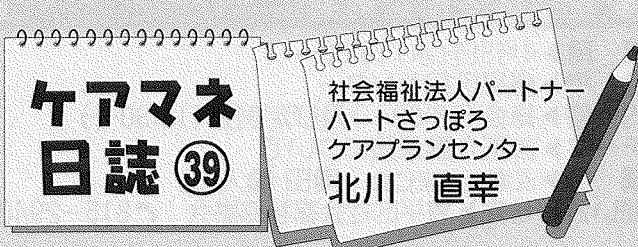
昨年9月に開催した第3回定例会で精神障害のある利用者・家族と「やり取りがどうも上手くいかない」「話が飛びやすくなかなか生活状況の確認が出来ない」などで悩んだり困ったりするという会員の声があり、精神障害についてどのような症状があるのか?治療方法は?制度はどのようなものがあるのかを理解することを目的に研修会を開催いたしました。橋本先生に大変わかりやすい講演をしていただき、会員から「もっと聞きたい、教えて欲しい」との声が多数聞かれたため、第2弾として会員が実際に困っているケース・悩んでいることについて直接助言をいただこうと企画しました。

支部会員に精神疾患について聞きたいこと、困っていることをアンケートで募集し、当曰はそのアンケートを元に、依存

症について、認知症のBPSDに対する薬、非定形精神病について、ひきこもり(症例)、きつねつき(症例)、お勧めの書籍などについて講演していただきました。

症状の説明や、家族・介護者がイネーブラー(何らかの依存症がある人に対して、その依存状態を支えてしまう人)にならないための対応など、援助者としての関り方・姿勢や自助グループなどの情報も提供していただき、当日参加した会員からは「どのように受診につなげたらいいのか、何処に相談したらよいのか分からぬ事が多かったが、少し解決の糸口が見えた」、「依存症の利用者に対して周囲がしてはいけない対応についてよくわかった」等の声が聞かれました。

普段不安に思いながらどのように対処したらよいか判らない等の問題に少しでも解決の糸口を見つけることが出来た定例会になったと感じております。次年度も会員の声を反映した会員がさらに力を発揮できる内容の定例会を開催していきたいと思います。



居宅のケアマネジャーとして働き始めて、日が浅い自分はまだまだわからない事ばかりですが、ご利用者様から色々な事を学び職場の先輩にフォローをしてもらいながら、一つ一つケアマネジャーの仕事を覚えているところです。

僕は施設とグループホームで介護福祉士として働いた後に、ケアマネジャーとして働かさせていただいている。施設で介護をさせていただいた時は、施設という場所が『第2の我が家』と思っていただけのような環境になれるよう努めていましたが入居者様で「家に帰りたい、やっぱり家が良いよ。」という話を聞く事がありました。この方のニーズは自分の住み慣れた家で暮らす事であり、自分の家で暮らすにはどうしたら良いのだろう、と考えた事があります。その時、僕はケアマネジャーになって在宅で暮らし続ける為のお手伝いをしたいと考え始めました。

この方はご家族様とも疎遠で認知症が進行されており施設で最期を迎える事はできなかつたのですが、最後まで「家に帰りたい!」という思いは変わりませんでした。僕自身に在宅でのケアマネジメントをやりたいと感じさせてくれた方なので、いつもこの方が頭に思い浮かびます。

ケアマネジャーという仕事をさせていただいて感じることは身の回りの事が行えなくなってきたり、認知症という疾患をお持ちの方などが在宅生活を維持するには、ご家族様やその周囲の方々のご協力が必要不可欠であり、訪問させていただきお話しを伺えば伺う程にご家族様や関わる方々の大変さや・ご苦労さがわかつてきました。

僕が担当させていただいているご利用者様で、妻

が認知症で夜中に何度も起きてられ、その都度ご主人が対応をしている方がおられます。訪問時にお話しを伺い夫の想いを共有しながら本人や家族の為に、サービスなどを考えるのは勿論ですが、ご主人が一生懸命に妻の介護をされているお話しを伺うと、「こんな夫婦になりたいなあ・こんな風に歳を重ねたいなあ・こんな家族を築けたらなあ」といつも思い帰ってきます。

ケアマネジャーという仕事に就いて良かったと思える事は、訪問した方の夫婦関係や家族関係が自分の人生の目標としたい姿を見せて貰えて、人生の道しるべを示してくれる方もおられます。そんな方々と多く出逢える事だと思います。中には「生きていく上で人はこうあるべきだよ!」と直接諭してくれる方もおられます。これは福祉業界で働く人の役得ではないでしょうか。人生の先輩である方のお話しを聞ける環境は本当に素晴らしい事だと思います。

また、ご利用者様の中には大病をした後に、退院をしてから毎日少しずつ散歩をする様になり今では毎日1時間以上も散歩をされ、デイサービスやお習字にも通われ、「今が一番楽しいですよ。」とお話しされる方がいます。この方の前向きに取り組む姿勢にはいつも感銘を受け、僕は「自分には真似できないなあ。」と思ってしまう反面、この方の本当に伝えたい事は「何事にも前向きに取り組みなさい。」と実践して僕だけではなく後世の人々に伝えようと一生懸命頑張っているに違いない!自分も見習わなければいけないと刺激を与えてくださいます。

僕はまだ、どういうケアマネジャーを目指したら良いかは正直なところわかりません。でも、人はどうあるべきかは人生の先輩であるご利用者様が訪問を重ねる毎に教えてくださっている気がします。すなわちそれが、ケアマネジャーとはどうあるべきかに繋がり、訪問の度にご利用者様から教わっているのだと感じながらケアマネジャーとして日々頑張っております。

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加ください。

なお、非会員も参加可能ですが、参加費を1回につき1,000円とさせていただきますので、ご承知おきください。

会員は従来どおり無料です。(交流会等で参加費がかかる場合もあります。)

中央区支部定例会

日 時▶4月20日(月)18:30~《※》
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター 4階 視聴覚室
 内 容▶総会及び研修会
 テーマ▶介護報酬改定について
 講 師▶医療法人済仁会 奥田 龍人 氏
 問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ☎281-6113

北区支部定例会

日 時▶4月17日(金)18:30~
 会 場▶北区民センター
 内 容▶総会及び研修会
 テーマ▶未定
 講 師▶未定
 問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

東区支部定例会

日 時▶4月15日(水)18:30~ 研修会のみ《※》
 会 場▶東区民センター 視聴覚室
 内 容▶総会及び研修会
 テーマ▶(仮)インフォーマルサービスとしての葬儀社について学ぶ
 講 師▶未定
 問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

白石区支部定例会

日 時▶5月12日(火)(予定)《※》
 会 場▶白石区民センター 3階 集会室A(予定)
 内 容▶総会及び研修会
 テーマ▶未定
 講 師▶未定
 問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

厚別区支部定例会

日 時▶①4月14日(火)18:30~《※》
 ②5月12日(火)18:30~《※》
 会 場▶①、②ともに厚別区民センター
 内 容▶①総会及び定例会(予定) ②事例検討会
 講 師▶未定
 問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

豊平区支部定例会

日 時▶4月8日(水)18:00~
 会 場▶豊平区民センター
 内 容▶総会(18:00~)及び定例会(18:30~)
 テーマ▶改正介護保険について
 講 師▶医療法人済仁会 奥田 龍人 氏
 問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

清田区支部定例会

日 時▶4月15日(水)18:30~20:00
 会 場▶清田区役所 大会議室
 内 容▶総会及び研修会
 テーマ▶(仮)在宅ホスピスについて
 講 師▶未定
 問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

南区支部定例会

日 時▶4月21日(火)18:30~ 研修会のみ《※》
 会 場▶南区民センター
 内 容▶総会(18:30~)及び研修会(19:00~)
 テーマ▶(仮)介護報酬改定について
 講 師▶医療法人済仁会 奥田 龍人 氏
 問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ☎582-2415

西区支部定例会

日 時▶①4月21日(火)18:30~
 ②5月19日(火)18:30~
 会 場▶①②ともに西区民センター
 内 容▶①総会及び研修会
 ②合同シンポジウム
 テーマ▶①認定ロジックについて
 ②西太朗さん、稻さんのその後について
 講 師▶①未定
 ②西区在宅ケア連絡会等と調整
 問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎641-2400

手稲区支部定例会

日 時▶4月28日(火)18:30~
 会 場▶手稲区民センター 第1・2会議室
 内 容▶総会
 テーマ▶未定(総会のみの可能性あり)
 講 師▶未定(総会のみの可能性あり)
 問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会 ☎681-2400

「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことなどで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を2005年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。お気軽にご相談下さい。